

○開発許可不要の公益上必要な建築物(都市計画法第 29 条第 1 項第 3 号)

法令	号	公益施設	具体例 (×印は該当しない例)	備考
政令第 21 条	1	道路法第 2 条第 1 項に規定する道路又は道路運送法第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道若しくは専用自動車道(同法第 3 条第 1 号に規定する一般旅客自動車運搬事業又は貨物自動車運送事業法第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。)を構成する建築物	道路管理者の設ける駐車場、料金徴収所 ×サービスエリア内の売店	
	2	河川法が適用され、又は準用される河川を構成する建築物	河川管理事務所、ダム、水門、せき	
	3	都市公園法第 2 条第 2 項に規定する公園施設である建築物	休憩所、キャンプ場、野球場、陸上競技場、プール、植物園、音楽堂、売店、飲食店、管理事務所	
	4	鉄道事業法第 2 条第 1 項に規定する鉄道事業若しくは同条第 5 項に規定する索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設である建築物又は軌道法による軌道若しくは同法が準用される無軌条電車の用に供する施設である建築物	停車場(駅、信号場、操車場)、車庫、車両検査修繕施設、運転保安設備、変電所等設備、機械等の保安倉庫 ×民衆駅	
	5	石油パイプライン事業法第 5 条第 2 項第 2 号に規定する事業用施設である建築物	石油輸送施設、タンク、圧送機	
	6	道路運送法第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)若しくは貨物自動車運送事業法第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業(同条第 6 項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。)の用に供する施設である建築物	車庫、整備工場、バス停留所、貨物積下し場、倉庫、待合所	
		自動車ターミナル法第 2 条第 5 項に規定する一般自動車ターミナルを構成する建築物	一般路線自動車ターミナル、管理事務所 ×一般貸切旅客、一般区域貨物	
	7	港湾法第 2 条第 5 項に規定する港湾施設である建築物又は漁港漁場整備法第 3 条に規定する漁港施設である建築物	荷さばき施設、旅客施設(乗降場、待合所、手荷物取扱所)、保管施設(倉庫、危険物置場、貯油施設)、厚生施設(船乗り労務者の休泊所、診療所)、廃油施設、港湾浄化施設、管理施設、漁船修理場、漁船漁具保全施設	
	8	海岸法第 2 条第 1 項に規定する海岸保全施設である建築物	海岸保全区域内にある海水の侵入又は浸食防止施設(堤防、突堤)、管理施設	

法令	号	公益施設	具体例 (×印は該当しない例)	備考
	9	航空法による公共の用に供する飛行場に建築される建築物で当該飛行場の機能を確認するため必要なもの若しくは当該飛行場を利用する者の利便を確認するため必要なもの又は同法第2条第5項に規定する航空保安施設で公共の用に供するものの用に供する建築物	ターミナル(乗降場、送迎デッキ、待合所、切符売場、食堂)、格納庫、航空保安施設、修理工場、管理事務所	
	10	気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する施設である建築物	気象台、天文台、測候所、地震観測所、予報・警報施設	参考法令：気象業務法
	11	日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第4条第1項第1号に掲げる業務の用に供する施設である建築物	×日本郵便株式会社が設置する「銀行窓口業務」、「保険窓口業務」を行う施設及びそれらと同一の施設で「郵便の業務」を行う施設、住宅併用の郵便局、民間による信書の送達の施設	「日本郵便株式会社法第4条第1項第1号に掲げる業務」とは、「郵便法の規定により行う郵便の業務」を意味する。
	12	電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設である建築物	電気通信回線設備	
	13	放送法第2条第2号に規定する基幹放送の用に供する放送設備である建築物	放送局	
	14	電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気事業(同項第2号に規定する小売電気事業を除く。)の用に供する同項第18号に規定する電気工作物を設置する施設である建築物	一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業及び発電事業の用に供する電気工作物(発電、変電、送電、配電等のために設置する機械、器具、ダム、水路、貯水池、電線路その他の工作物(政令で定めるものを除く。))を設置する施設 ×小売電気事業の用に供する施設	「政令で定めるもの」：船舶、車両、航空機等に設置されるもの、電圧30ボルト未満の電氣的設備であって、電圧30ボルト以上の電氣的設備と電氣的に接続されていないもの
		ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物(同条第1項に規定する一般ガス事業又は同条第3項に規定する簡易ガス事業の用に供するものに限る。)を設置する施設である建築物	一般ガス事業及び簡易ガス事業のためのガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製、配送、圧送、整圧設備 ×事務所、サービスステーション	
	15	水道法第3条第2項に規定する水道事業若しくは同条第4項に規定する水道用水供給事業の用に供する同条第8項に規定する水道施設である建築物	一般需用者に対する供給、水道事業者への用水供給のための取水、貯水、導水、浄水、送水、配水施設で当該水道事業者又は水道用水供給事業者の管理に属する施設 ×事務所	
		工業用水道事業法第2条第6項に規定する工業用水道施設である建築物	同上	
		下水道法第2条第3号から第5号までに規定する公	終末処理場、ポンプ場	

法令	号	公益施設	具体例 (×印は該当しない例)	備考
		共下水道、流域下水道若しくは都市下水路の用に供する施設である建築物		
	16	水害予防組合が水防の用に供する施設である建築物	水防用倉庫	参考法令：水害予防組合法
	17	図書館法第2条第1項に規定する図書館の用に供する施設である建築物	地方公共団体、日本赤十字社及び民法法人が設置する図書館	民法法人：民法第34条の法人(公益法人)
		博物館法第2条第1項に規定する博物館の用に供する施設である建築物	地方公共団体、民法法人、宗教法人、日本赤十字社、日本放送協会が設置する博物館	民法法人：民法第34条の法人(公益法人)
	18	社会教育法第20条に規定する公民館の用に供する施設である建築物	×町内会設置の地区集会所(ただし、地区集会所は法第34条第14号に該当する場合がある。)	設置主体：市町村、公民館設置の目的をもって民法第34条の規定により設立する法人
	19	国、都道府県及び市町村並びに独立行政法人雇用・能力開発機構が設置する職業能力開発促進法第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設	職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校 ×事業所内職業訓練所(共同職業訓練所)、国等以外の者が設置する上記の職業訓練施設	
		国及び独立行政法人雇用・能力開発機構が設置する同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校である建築物	職業能力開発総合大学校	
	20	墓地、埋葬等に関する法律第2条第7項に規定する火葬場である建築物	×墓地、ペット霊園処理場	火葬場の位置については建築基準法第51条の制限を受ける。
	21	と畜場法第3条第2項に規定すると畜場である建築物又は化製場等に関する法律第1条第2項に規定する化製場若しくは同条第3項に規定する死亡獣畜取扱場である建築物	と畜場、化製場、死亡獣畜取扱場	と畜場の位置については建築基準法第51条の制限を受ける。
	22	廃棄物の処理及び清掃に関する法律による公衆便所、し尿処理施設若しくはごみ処理施設である建築物	公衆便所、し尿処理施設、一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設) ×産業廃棄物処理施設	同一敷地内に一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設を併置する場合は、全体を許可対象とする。一般廃棄物と産業廃棄物を併せて対象とする破砕処理施設も許可対象とする。(行実 S48.3.28)
		浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽である建築物	浄化槽	

法令	号	公益施設	具体例 (×印は該当しない例)	備考
	23	卸売市場法第2条第3項に規定する中央卸売市場若しくは同条第4項に規定する地方卸売市場の用に供する施設である建築物又は地方公共団体が設置する市場の用に供する施設である建築物	中央卸売市場、地方卸売市場、地方公共団体が設置する市場	卸売市場の位置については建築基準法第51条の制限を受ける。
	24	自然公園法第2条第6号に規定する公園事業又は同条第4号に規定する都道府県立自然公園のこれに相当する事業により建築される建築物	宿舍、避難小屋、休憩所、案内所、公衆便所、救急施設、博物館、水族館、動物園等の公園事業により建築される建築物	公園事業：公園計画に基づいて執行する事業であって、国立公園又は国定公園の保護又は利用のための施設で政令で定めるものに関するものをいう。(自然公園法第2条第6号)
	25	住宅地区改良法第2条第1項に規定する住宅地区改良事業により建築される建築物	改良地区の整備及び改良住宅	小集落地区改良事業により建築される建築物は該当しない。 (行実 S47.10.16)
	26	国、都道府県等(法第34条の2第1項に規定する都道府県等をいう。)、市町村(指定都市等及び事務処理市町村を除き、特別区を含む。)、市町村がその組織に加わっている一部事務組合若しくは広域連合が設置する研究所、試験所その他の直接その事務又は事業の用に供する建築物で次に掲げる建築物以外のもの イ 学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校の用に供する施設である建築物 ロ 児童福祉法による家庭的保育事業、小規模保育事業若しくは事業所内保育事業、社会福祉法による社会福祉事業又は更正保護事業法による更正保護事業の用に供する施設である建築物 ハ 医療法第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所又は同法第2条第1項に規定する助産所の用に供する施設である建築物 ニ 多数の者の利用に供する庁舎(主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供するものを除く。)で国土交通省令で定めるもの ホ 宿舍(職務上常駐を必要とする職員のためのものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるものを除く。)	研究所、試験所、庁舎(多数の者の利用に供する庁舎を除く。)、宿舍(職務上常駐を必要とする職員のための宿舍又は災害等の発生時等に緊急に参集してその対応に当てる必要がある等職務上その勤務地に近接する場所に居住する必要がある職員の宿舍(警察職員、河川事務所・国道事務所に勤務する職員等緊急時に参集する必要がある職員のための宿舍)) ×学校(小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園)、専修学校、各種学校、社会福祉施設(社会福祉事業又は更正保護事業の用に供する施設)、病院、診療所、助産所、多数の者の利用に供する庁舎(国の本府省又は本府省の外局の本庁舎、国の地方支分部局の本庁舎、都道府県庁、都道府県の支庁若しくは地方事務所、市役所又は町村役場の本庁舎、警視庁又は都道府県警察本	「直接その事務又は事業の用に供する建築物」については、体育館、研修センター、農村環境改善センター等不特定多数の者の利用に供するため、市町村が条例に基づき設置し、市町村が管理運営する建築物を含むものと解する。 (行実 S52.11.14) 市が建設し運営する自転車競技法による競輪場に係る開発行為は、本号に該当しないと解する。 (行実 S51.1.20)

法令	号	公益施設	具体例 (×印は該当しない例)	備考
			部の本庁舎)、宿舍(職務上常駐又は勤務地に近接する場所に居住する必要がある職員の宿舍を除く。)、公営住宅	
	27	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法第 16 条第 1 号に掲げる業務の用に供する施設である建築物	量子科学技術に関する基礎研究及び量子に関する基礎的研究開発を行う施設	
	28	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法第 17 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる業務の用に供する施設である建築物	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の研究施設	
	29	独立行政法人水資源機構が設置する独立行政法人水資源機構法第 2 条第 2 項に規定する水資源開発施設である建築物	ダム、河口堰、湖沼水位調節施設、多目的用水路、専用用水路その他の水資源の開発又は利用のための施設	
	30	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法第 18 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる業務の用に供する施設である建築物	宇宙及び航空に関する研究開発を行う施設、人工衛星及びロケットの開発に必要な施設、ロケットの追跡施設	
	31	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第 15 条第 1 号又は非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律第 11 条第 3 号に掲げる業務の用に供する施設である建築物	非化石エネルギーを発電に利用するための技術、非化石エネルギーを製造するための技術、エネルギー使用合理化のための技術を開発するための施設、地熱の探査及び地熱資源の開発に必要な地質構造等の調査を行うための施設	